平成２２年（フ）第１０８号
島根県出雲市松寄下町676番地４　トワイエＭ＆ＭⅢ―103、前住所島根県出雲市白枝町391番地14
債務者　岡　　典子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月20日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第１２１号
島根県出雲市中野町852番地10、前住所島根県簸川郡斐川町大字求院1495番地18
債務者　岡田　保夫
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月20日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第１２２号
島根県出雲市中野町852番地10、前住所島根県簸川郡斐川町大字求院1495番地18
債務者　岡田　晴美
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月20日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第２８６６号
横浜市中区曙町１丁目３番地　藤和伊勢佐木町ハイタウン802号室
債務者　林　　伸一
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９９４号
横浜市戸塚区平戸町259番地　第10笠原ビル202号
債務者　宮崎　佳奈
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９９５号
横浜市戸塚区平戸３―57―27　シティハイムファミールＡ101、住民票上の住所横浜市戸塚区前田町511番地２　前田ハイツ11棟1114号
債務者　足立　　崇
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３００７号
横浜市南区永田東１丁目28番18号　大浜ハイツ１号203
債務者　伊東真理子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０１０号
神奈川県藤沢市鵠沼藤が谷３丁目７番９号エルハイム201
債務者　佐々木熙佐子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０２４号
横浜市鶴見区生麦１丁目８番21号　たいら荘203号室
債務者　小幡　容士
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０２７号
横浜市緑区霧が丘５丁目18番地２　ハイツグリーンヒルＢ棟203号
債務者　栗原　直樹
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０３１号
横浜市南区共進町３丁目75番地　ダイアパレス蒔田403号
債務者　矢内　和美
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７９２８号
大阪府豊中市中桜塚２丁目10番３―410号
債務者　塩﨑　光明
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６号
愛媛県大洲市新谷乙382番地１
債務者　米田　智栄
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午前10時10分
松山地方裁判所大洲支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第１号
釧路市新橋大通１丁目２番15号
破産者　株式会社妹尾商店
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２４０号
長野県埴科郡坂城町大字中之条1455番地１
破産者　有限会社エヌ・ピー
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所上田支部